

---

# 第 1 1 章 表 彰

---

## 第 1 9 0 条〔表 彰〕

本協会は、日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人または団体に対し、敬意および謝意を表することを目的として表彰を行う。

## 第 1 9 1 条〔対象者〕

本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の役員、顧問、参与
- (2) 都道府県サッカー協会およびその役員
- (3) 加盟チームおよびその役員、選手
- (4) 各種連盟の役員
- (5) 審判員
- (6) その他本協会の運営に多大な貢献をした者

## 第 1 9 2 条〔表彰事由〕

本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会および連盟の運営に貢献したとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献したとき
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献したとき
- (4) その他前各号に準ずる行為があったとき

## 第 1 9 3 条〔表彰の方法〕

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができる。

## 第 1 9 4 条〔表彰者の決定〕

表彰者の決定は、理事会において行う。

## 第 1 9 5 条〔表彰の時期〕

表彰の時期および場所は、会長が決定する。